

## 清瀬駅南口地域児童館整備基本計画策定検討委員会設置要領

## (設置)

第1条 清瀬駅南口地域児童館整備基本計画（以下、「計画」という。）の策定に関して検討を進めるため、清瀬駅南口地域児童館整備基本計画策定検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、幅広い視点と市民感覚を踏まえた検討を行い、意見としてとりまとめる。

## (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 一般公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表して会務を総括する。

5 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する意見のとりまとめをもって終了する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議に委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を招集して意見等を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

4 委員会の会議は原則、公開とする。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

## (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。